

第4期千葉県における健康福祉の取組と医療費の見通しに関する計画 (医療費適正化計画)の一部改正について

令和6年12月10日
健康福祉部健康福祉政策課

本県では、高齢化が急速に進む一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれています。今後の人口構造の変化に対応し、県民の生活の質の維持・向上を図りながら、医療費が過度に増加しないようにしていくためには、県民の健康づくりの推進や、良質な医療を効果的に提供できる体制の構築が重要です。

令和6年11月1日付けで国の医療費適正化基本方針が改正されたことに伴い、下記のとおり本県の計画を改正します。

1 第4期千葉県における健康福祉の取組と医療費の見通しに関する計画について

(1) 計画の性格

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づく法定計画

(2) 計画の期間

令和6年度から11年度まで(6年間)

(3) 計画の考え方

県民一人ひとりの健康福祉に関する取組(健康ちば21、千葉県保健医療計画、千葉県高齢者保健福祉計画等)を推進することにより、医療費の適正化を図る。

健康福祉に関する目標の達成に向けて取組を推進することにより見込まれる医療費の額(年度別・制度区分別)を定めるとともに、一人当たり保険料(令和11年度、制度区分別)を試算する。

2 計画改正のポイント

国の医療費適正化基本方針の改正を踏まえ、後発医薬品の金額シェアを65%以上とする目標を追加するとともに、医療費の見込みを修正する。

3 計画期間における医療費の見込み

医療費適正化計画推計ツール(厚生労働省)により推計

(1) 医療費の推計

	令和6年度	…	令和11年度
適正化取組前	2兆801億円	…	2兆3,065億円
適正化取組後 (改正前)	2兆667億円 (▲134億円)	…	2兆2,920億円 (▲145億円)
適正化取組後 (改正後)	2兆630億円 (▲171億円)	…	2兆2,880億円 (▲185億円)

(2) 令和 11 年度における一人当たり保険料（月額）の試算

	市町村国民健康保険	後期高齢者医療制度
適正化取組前	8,194 円	9,071 円
適正化取組後 (改正前)	8,143 円 (▲51 円)	9,015 円 (▲56 円)
適正化取組後 (改正後)	8,128 円 (▲66 円)	8,999 円 (▲72 円)

4 今後の予定

令和 7 年 3 月下旬

千葉県保険者協議会総会

計画改正

4 月

公表